



## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉企画課) ...	310
生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....	(同) ...	同
生活保護法による指定医療機関の指定.....	(同) ...	同
生活保護法による指定介護機関の指定.....	(同) ...	同
指定居宅サービス事業者の指定.....	(村山総合支庁福祉課) ...	311
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(同) ...	同
指定介護療養型医療施設の指定.....	(同) ...	同
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....	(最上総合支庁福祉課) ...	同
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....	(同) ...	312
指定居宅サービス事業者の指定.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	同
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(同) ...	313
平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の 一部改正.....(雇用労政課) ... 同		
国土調査の成果の認証.....	(農村計画課) ...	同
同.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	314
基本測量の終了の通知.....	(同) ...	同
土地改良事業の工事の完了に係る届出.....	(庄内総合支庁農村計画課) ...	同
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	(都市計画課) ...	315
県道路線の認定.....	(交通基盤課) ...	同
昭和58年4月県告示第564号(県道路線の認定)の一部改正.....	(同) ...	同
車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定.....	(同) ...	同
車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の 規定による通行方法.....	(同) ...	316

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則.....	317
--------------------------	-----

### 公 告

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施.....	(公安委員会) ...	318
--------------------------	-------------	-----

## 告 示

## 山形県告示第291号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
薬 局 丸 木 屋	東置賜郡高島町大字高島1598番地の1	平成15.12.31
中 目 医 院	鶴岡市末広町6番地の38	平成16.2.14

## 山形県告示第292号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
河 北 調 剤 薬 局	西村山郡河北町谷地中央四丁目7番9号	平成16.3.1

## 山形県告示第293号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 小 白 川	山形市小白川町二丁目3番31号	平成16.3.1
か す が 薬 局	米沢市春日二丁目3番51号	同

## 山形県告示第294号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
はーと&はーとデイサービス事業所	通 所 介 護	山形市鳥居ヶ丘14番2号	平成16.3.1
訪問看護ステーション小白川	訪 問 看 護	同 小白川町二丁目3番31号	同

居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション小白川	居宅介護支援	同	同
デイサービスなごやか	通所介護	飽海郡遊佐町大字江地字中屋敷田3番地の7	同
グループホームなごやか	痴呆対応型共同生活介護	同	同

## 山形県告示第295号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社ケアサービス東北 尾花沢市大字荻袋1490番地の40	訪問介護事業所ケアサービス東北 尾花沢市大字荻袋1490番地の40	訪問介護	平成16.2.27
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン上山北ケアセンター 上市市金谷字八反田399番地1	同	同 3.2

## 山形県告示第296号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団緑愛会 東置賜郡川西町大字下奥田3796番地20号	居宅介護支援事業所友結 山形市桜田西一丁目13番9号	平成16.3.2

## 山形県告示第297号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

指定介護療養型医療施設の名称	所在地	指定年月日
山形つくしが丘病院	山形市大字菅沢字鬼越255番地	平成16.3.2

## 山形県告示第298号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社ガイドー 上山市下生居194番の1地	ケアステーション21新庄支店(有限会社ガイドー) 新庄市大字松本208-3	訪問介護 訪問入浴介護	平成16.3.1
	おたふくの家 新庄市大字松本208-3	通所介護	同
	神室ふくすけの家 最上郡金山町大字金山町274-1	通所介護	同

## 山形県告示第299号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社ガイドー 上山市下生居194番の1地	ケアステーション21新庄支店(有限会社ガイドー) 新庄市大字松本208-3	平成16.3.1

## 山形県告示第300号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
ふるさと企画有限会社 新庄市大字鳥越1821番地	グループホーム大手町 新庄市大手町2-83	痴呆対応型共同 生活介護	平成16.2.25

## 山形県告示第301号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
アサヒサンクリーン株式会社 東京都北区上十条一丁目2番15号	アサヒサンクリーン株式会社 大手町ディサービスセンター	通所介護	平成16.2.25

## 山形県告示第302号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
有限会社ケアサービス東北 尾花沢市大字荻袋1490番地の 40	ケアステーション21新庄 新庄市大字松本208 - 3	訪 問 介 護 訪 問 入 浴 介 護	平成16. 2. 27
	おたふくの家 新庄市大字松本208 - 3	通 所 介 護	同
	神室ふくすけの家 最上郡金山町大字金山274 - 1	通 所 介 護	同

## 山形県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ケアサービス東北 尾花沢市大字荻袋1490番地の40	ケアステーション21新庄 新庄市大字松本208 - 3	平成16. 2. 27

## 山形県告示第304号

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

第2項の表検定職種の欄中「ビル設備管理、」及び「、寝具製作」を削り、「紳士服製造」を「紳士服製造、寝具製作」に改める。

## 山形県告示第305号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
西川町
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成16年1月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西川町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字睦合の一部
- 5 認証年月日  
平成16年3月9日

## 山形県告示第306号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
朝日町
- 2 調査を行った期間

平成13年5月22日から平成15年3月24日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
朝日町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字太郎の一部
- 5 認証年月日  
平成16年3月9日

山形県告示第307号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
平田町
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成16年1月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
平田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字中野俣、北俣の各一部
- 5 認証年月日  
平成16年3月9日

山形県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 基本測量を実施した地域  
酒田市、寒河江市、村山市、尾花沢市、西村山郡河北町、東田川郡藤島町及び飽海郡平田町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成15年5月8日から平成16年2月16日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

山形県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成16年3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
日向川土地改良区	水上	基盤整備促進事業	平成16年2月17日

山形県告示第310号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年 3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 組合の名称  
山辺町嶋ノ前土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東村山郡山辺町大字根際字七曲504番 1
- 3 設立認可の年月日  
平成13年10月23日
- 4 変更認可の年月日  
平成16年 3月16日

山形県告示第311号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。  
なお、関係図面は、土木部交通基盤課において縦覧に供する。

平成16年 3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

整 理 番 号	認 定 路 線 名	起 点	終 点
333	一 般 県 道 鶴 岡 広 野 線	鶴岡市大字文下	酒田市大字広野

山形県告示第312号

昭和58年 4月県告示第564号(県道路線の認定)の一部を次のように改正する。

平成16年 3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

2 一般県道の項の表中

332	面 野 山 鶴 岡 線	鶴岡市大字面野山	鶴岡市			を  に改める。
332	面 野 山 鶴 岡 線	鶴岡市大字面野山	鶴岡市			
333	鶴 岡 広 野 線	鶴岡市大字文下	酒田市大字広野			

山形県告示第313号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成16年 3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成16年 3月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する区間	
	起点	終点
一般国道113号	東置賜郡高畠町大字深沼字押出2894番2	東置賜郡高畠町大字深沼字押出2891番31
主要地方道新庄戸沢線	新庄市大字角沢字虫森790番8	新庄市大字松本字松本319番4

## 2 指定する期日 平成16年4月1日

## 山形県告示第314号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成16年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成16年3月16日

山形県知事 高橋和雄

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する区間	
	起点	終点
一般国道286号	山形市大字関沢字下り沢242番3	山形市荒橋町一丁目1番1
一般国道287号	長井市今泉字山田1812番236	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27
同上	東根市大字野田字七クボ658番1	東根市大字蟹沢字上縄目1823番2
一般国道348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27	山形市鉄砲町三丁目171番1
主要地方道山形白鷹線	西置賜郡白鷹町大字十王字天神4230番1	西置賜郡白鷹町大字十王字天神4257番1
主要地方道天童大江線	天童市大字貫津字和合2520番	寒河江市本町二丁目106番1
一般県道大森中野線	山形市大字十文字字大原892番2	山形市大字漆山字伊達城4323番1

## 2 指定する期日 平成16年3月22日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集



道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月16日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

#### 山形県公安委員会規則第2号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（自動車の積載物の高さの制限）

第12条の2 令第22条第3号八の公安委員会が定める自動車は、別表第2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号八の公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

第32条中「別表」を「別表第1」に改める。

別表中「別表」を「別表第1（第2条、第32条関係）」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条の2関係）

路 線 名	区 間
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	山形市大字関沢宮城県境から西村山郡西川町大字月山沢まで
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	東田川郡朝日村大字田麦俣字鶴の里から酒田市大字藤塚字ふけ田まで
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	上山市金瓶字川原から東根市大字羽入字向野まで
一般国道7号	西田川郡温海町大字鼠ヶ関字奥田70番1から西田川郡温海町大字温海字温福20番11まで
一般国道7号	鶴岡市大字三瀬字横町381番102から飽海郡遊佐町大字吹浦字三崎1番まで
一般国道7号	鶴岡市大字本田字富家田89番から酒田市大字広野字興屋240番まで
一般国道13号	米沢市大字板谷字岩陰705番2から米沢市大字板谷字岩陰709番4まで
一般国道13号	米沢市大字板谷字鎌沢527番5から米沢市大字板谷字鎌沢529番14まで
一般国道13号	米沢市大字板谷字鎌沢529番14から新庄市大字鳥越字玉ノ木935番5まで
一般国道47号	新庄市大字鳥越字玉ノ木935番5から酒田市大字落野目字広野10番5まで
一般国道113号	西置賜郡小国町大字玉川字時巢沢993番2から長井市今泉字山田1842番2まで
一般国道286号	山形市大字関沢字下り沢242番3から山形市荒楯町一丁目1番1まで

一般国道287号	長井市今泉字山田1812番236から西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27まで
一般国道287号	東根市大字野田字七クボ658番1から東根市大字蟹沢字上縄目1823番2まで
一般国道348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27から山形市鉄砲町三丁目171番1まで
主要地方道山形白鷹線	西置賜郡白鷹町大字十王字天神4230番1から西置賜郡白鷹町大字十王字天神4257番1まで
主要地方道天童大江線	天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番1まで
一般県道大森中野線	山形市大字十文字字大原892番2から山形市大字漆山字伊達城4323番1まで
町道荒砥駅本宿線	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字粕塚899番3から西置賜郡白鷹町大字十王字天神4256番3まで
臨港道路外港ふ頭2号線	酒田市高砂232番から酒田市高砂170番3まで
臨港道路大浜宮海線	酒田市高砂170番3から酒田市大字宮海字治八郎畑1番17まで
臨港道路宮海線	酒田市大字宮海字治八郎畑1番13から酒田市大字宮海字新林672番まで

## 附 則

- この規則は、平成16年3月22日から施行する。
- この規則の施行日前にこの規則による改正後の山形県道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第12条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。

## 公 告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成16年3月16日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

## 1 審査の種類

## (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査(大型)
- イ 技能検定員審査(普通)
- ウ 技能検定員審査(大特)
- エ 技能検定員審査(大自二)
- オ 技能検定員審査(普自二)
- カ 技能検定員審査(牽引)
- キ 技能検定員審査(大型二種)
- ク 技能検定員審査(普通二種)

## (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査(大型)
- イ 教習指導員審査(普通)
- ウ 教習指導員審査(大特)

- エ 教習指導員審査(大自二)
- オ 教習指導員審査(普自二)
- カ 教習指導員審査(牽引)
- キ 教習指導員審査(大型二種)
- ク 教習指導員審査(普通二種)

## 2 審査の期日及び場所

### (1) 期 日

平成16年4月19日(月)から同月23日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 場 所

天童市大字高擲字立谷川原北3400番地 山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)

## 3 審査の申請手続

### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条に規定する書類を添えて、運転免許課に提出すること。

### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成16年3月29日(月)から4月7日(水)までの日の午前8時30分から午後5時まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2050)に問い合わせること。

平成16年3月16日印刷  
平成16年3月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056